

3.2 社会的状況

3.2.1 人 口

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の面積、世帯数及び人口は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区は、面積 26.30km²で広島市全体の 2.9%である。また、人口の総数は 140,902 人であり、広島市全体の 11.9%である。

表 3.2.1-1 面積・世帯数・人口（平成 26 年）

行政区	面 積 (km ²)		世帯数 (戸)	人 口 (人)			
		割 合		総 数	割 合	男	女
広島市	906.52	－	543,410	1,188,398	－	575,414	612,984
中 区	15.32	1.7%	72,190	129,158	10.9%	59,993	69,165
東 区	39.42	4.3%	55,008	121,365	10.2%	58,320	63,045
南 区	26.30	2.9%	68,400	140,902	11.9%	69,082	71,820
西 区	35.61	3.9%	90,189	188,507	15.9%	90,992	97,515

注 1：面積は平成 26 年 10 月 1 日現在、世帯数及び人口は平成 26 年 12 月 31 日現在

注 2：住民基本台帳及び外国人登録の世帯数及び人口である。

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

3.2.2 産 業

(1) 産業別従事者数

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の産業別事業所数及び従事者数は、表 3.2.2-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区では、「卸売業、小売業」の事業所数及び従業者数が最も多くなっている。

表 3.2.2-1 産業別事業所数・従業者数（平成 26 年）

産業大分類	広島市		中 区		東 区		南 区		西 区	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業	55,733	618,100	16,179	191,494	3,870	39,277	7,683	100,296	9,081	96,584
農林漁業	96	871	16	117	4	27	5	38	23	177
鉱業、採石業、砂利採取業	3	11	—	—	1	5	—	—	1	1
建設業	4,826	40,333	677	10,448	472	3,904	567	4,992	798	7,342
製造業	2,811	60,543	401	6,802	107	1,708	455	16,629	532	8,909
電気・ガス・熱供給・水道業	75	4,955	21	3,333	6	84	13	678	9	225
情報通信業	858	16,265	420	9,304	65	772	151	3,245	113	2,031
運輸業、郵便業	1,314	35,604	143	3,507	106	3,076	272	7,469	219	6,777
卸売業、小売業	14,418	134,657	4,036	35,837	938	7,958	2,121	19,169	2,822	30,801
金融業、保険業	1,016	17,756	502	11,954	68	982	121	1,696	112	1,073
不動産業、物品賃貸業	4,878	18,998	1,418	6,864	351	986	638	2,693	764	3,398
学術研究、専門・技術サービス業	2,891	21,210	1,293	8,764	232	1,893	311	3,315	440	3,893
宿泊業、飲食サービス業	7,489	55,589	3,466	23,697	374	3,560	936	8,671	912	5,868
生活関連サービス業、娯楽業	4,476	23,480	1,135	6,256	314	1,455	652	3,869	670	3,613
教育、学習支援業	2,232	30,449	418	5,514	179	2,616	274	5,109	344	3,896
医療、福祉	4,471	77,685	911	17,263	355	5,700	611	12,654	737	10,448
複合サービス事業	253	5,379	39	2,093	24	154	34	756	39	246
サービス業 （他に分類されないもの）	3,428	55,622	1,191	26,442	262	3,843	500	8,173	532	6,932
公務（他に分類されるものを除く）	198	18,693	92	13,299	12	554	22	1,140	14	954

注：平成 26 年 7 月 1 日現在

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

（2）農 業

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の農家数・農業就業人口・経営耕地面積は、表 3.2.2-2 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区では、第 2 種兼業農家が 2 戸、農業就業人口は 2 人である。

表 3.2.2-2 農家数・農業就業人口・経営耕地面積（平成 22 年）

行政区	専業・兼業別農家数（販売農家） （戸）				農業就業人口 （販売農家） （人）	経営耕地面積（販売農家） （アール）			
	専業農家	第 1 種 兼業農家	第 2 種 兼業農家	合 計		総 数	田	畑	樹園地
広島市	756	119	1,188	2,063	3,232	106,513	82,479	20,172	3,862
中 区	2	—	1	3	6	156	156	—	—
東 区	20	3	36	59	87	2,828	1,790	693	345
南 区	—	—	2	2	2	126	30	5	91
西 区	22	2	33	57	112	2,286	888	1,115	283

注：第 1 種兼業農家とは、農業所得を主とする兼業農家、第 2 種兼業農家とは農業所得を従とする兼業農家をいう。

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

(3) 工 業

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等は、表 3.2.2-3 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区には 194 の製造業事業所があり、従業者数 15,183 人となっている。

表 3.2.2-3 製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等（平成 25 年）

行政区	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
広島市	1,279	53,294	236,928,777
中 区	141	3,475	8,611,753
東 区	36	1,872	1,890,429
南 区	194	15,183	121,737,288
西 区	233	8,761	29,310,165

注：平成 25 年 12 月 31 日現在

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

(4) 商 業

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の卸売業・小売業事業所数・従業者数・年間商品販売額は、表 3.2.2-4 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区には 699 の卸売業、1,356 の小売業の事業所があり、従業者数は全体で 16,796 人となっている。

表 3.2.2-4 卸売業・小売業事業所数・従業者数・年間商品販売額（平成 19 年）

行政区	区 分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
広島市	全 体	13,872	120,985	769,668,023
	卸売業	4,746	50,815	634,351,170
	小売業	9,126	70,170	135,316,853
中区	全 体	3,966	33,909	334,673,632
	卸売業	1,481	16,171	293,251,817
	小売業	2,485	17,738	41,421,815
東区	全 体	875	6,588	36,675,676
	卸売業	315	2,647	30,964,066
	小売業	560	3,941	5,711,610
南区	全 体	2,055	16,796	130,508,596
	卸売業	699	6,926	111,725,058
	小売業	1,356	9,870	18,783,538
西区	全 体	2,765	27,473	163,130,415
	卸売業	1,371	17,259	142,684,902
	小売業	1,394	10,214	20,445,513

注：平成 19 年 6 月 1 日現在

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

3.2.3 土地利用

(1) 地目別土地面積

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の地目別土地面積は、表 3.2.3-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区では、「宅地」が 9,739 千 m² と最も多く、次に「山林」の 2,004 千 m² となっている。

表 3.2.3-1 地目別土地面積（平成 27 年）

（単位：千 m²）

地 目	広島市	中 区	東 区	南 区	西 区
総 数	424,359	5,976	16,122	13,537	15,886
宅 地	84,200	5,424	6,590	9,739	11,484
田	29,268	—	931	—	142
畑	13,804	10	765	805	564
山 林	273,181	7	6,612	2,004	2,415
原 野	4,352	—	21	1	16
池 沼	583	—	—	—	—
塩田・牧場・鉱泉地	0	—	—	—	—
雑種地	16,756	495	869	578	1,009
軌道用地	2,214	40	334	410	257

注 1：公有地、公共用道路、公園などの課税対象外の土地は含まない。

注 2：平成 27 年 1 月 1 日現在

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

(2) 土地利用計画

① 都市計画

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の都市計画区域・用途地域の指定状況は、表 3.2.3-2 に示すとおりである。また、事業計画地周辺の用途地域の指定状況は、図 3.2.3-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区では、「第一種住居地域」が 478ha と最も多く、次に「準工業地域」の 299ha となっている。また、事業計画地周辺の用途地域は、その大半が商業地域に指定されており、次に近隣商業地域及び第二種住居地域が多く指定されている。

表 3.2.3-2 都市計画区域・用途地域（平成 27 年）

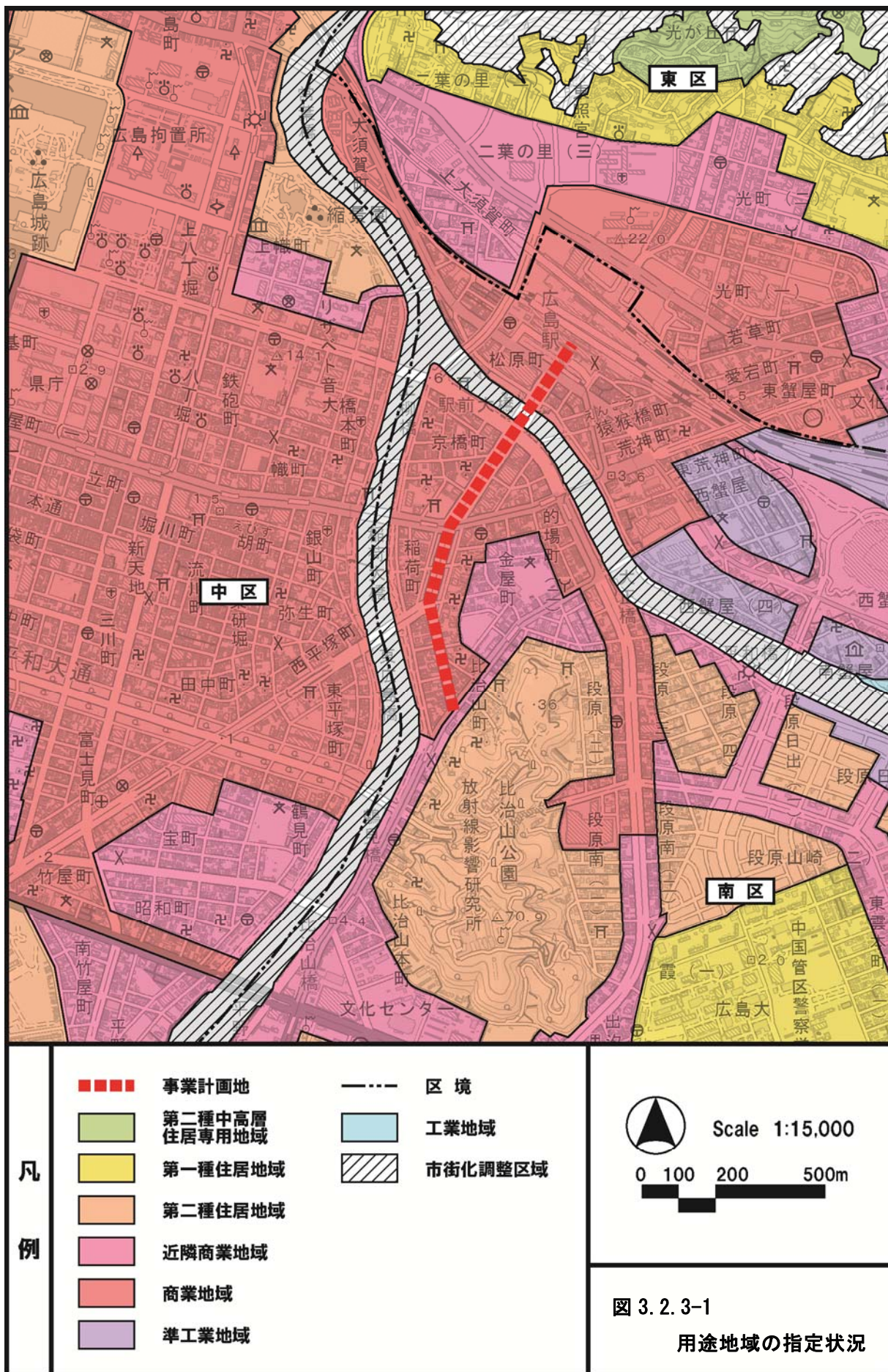
（単位：ha）

項 目		広島市	中 区	東 区	南 区	西 区
都市 計画 区域	総面積	39,929	1,534	3,938	2,089	3,567
	市街化区域	15,984	1,199	1,519	1,834	2,358
	市街化調整区域	23,945	335	2,419	255	1,209
用途 地域	総面積	16,057	1,199	1,519	1,834	2,358
	第一種低層住居専用地域	3,586	—	367	69	491
	第二種低層住居専用地域	27	—	0	—	5
	第一種中高層住居専用地域	804	—	113	31	121
	第二種中高層住居専用地域	1,372	—	271	100	114
	第一種住居地域	4,653	151	501	478	533
	第二種住居地域	1,082	270	66	98	257
	準住居地域	68	—	—	14	—
	近隣商業地域	1,318	203	93	222	220
	商業地域	701	391	34	130	87
	準工業地域	1,420	36	74	299	451
	工業地域	726	73	—	252	31
	工業専用地域	300	76	—	143	49

注 1：平成 27 年 3 月 31 日現在

注 2：用途地域の面積は、広島湯来準都市計画区域分を含む。

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）



3.2.4 水域利用

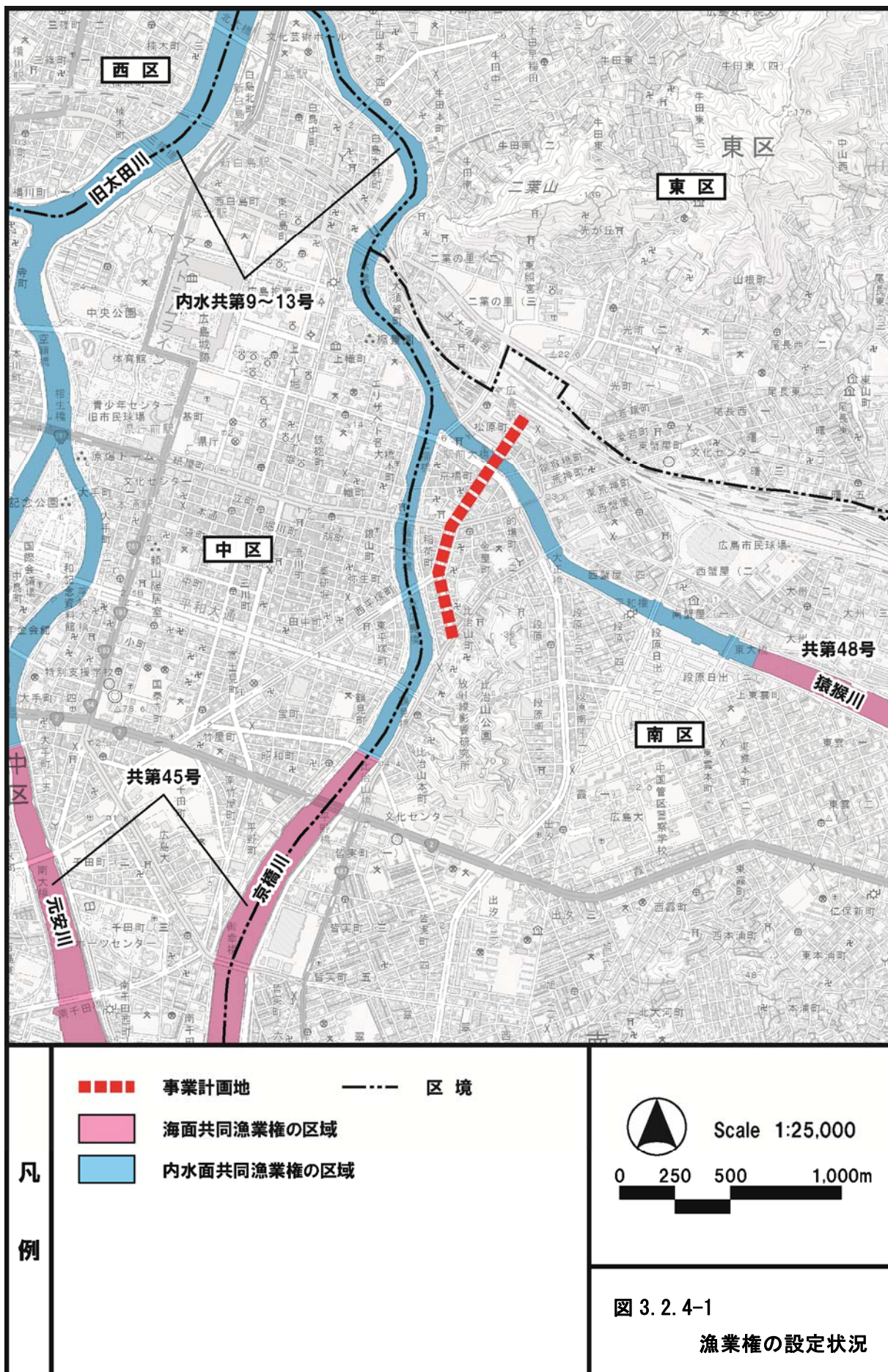
事業計画地周辺における漁業権の設定状況は、表 3.2.4-1 及び図 3.2.4-1 に示すとおりである。

事業計画地周辺の旧太田川、元安川、京橋川及び猿猴川には、海面及び内水面共同漁業権が設定されており、あさり、しじみ及びえむし等の漁業が行われている。

表 3.2.4-1 漁業権の設定状況

区 分	免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁業の種類・名称		備 考
				種 類	名 称	
海 面	共第 45 号	広島市	広島市中区吉島、千田、南区比治山（元安川、京橋川）	第 1 種	あさり、えむし	
	共第 48 号		広島市南区東雲、仁保、向洋、安芸郡府中町（猿猴川）	第 1 種	えむし	共有権者：仁保
内水面	内水共第 9 号	広島市 内水面	太田川、天満川、本川（旧太田川）、元安川、京橋川、猿猴川	第 5 種	あゆ、こい、うなぎ、ふな	
	内水共第 10 号		太田川、天満川、本川（旧太田川）、元安川、京橋川、猿猴川	第 5 種	しじみ	
	内水共第 11 号		本川（旧太田川）、天満川	第 5 種	えむし	
	内水共第 12 号		元安川	第 5 種	えむし	
	内水共第 13 号		京橋川、猿猴川	第 5 種	えむし	

出典：「共同漁業権連絡図」（平成 25 年 9 月 広島県農林水産局水産課）
：「内水面共同漁業権連絡図」（平成 26 年 3 月 広島県）



3.2.5 交 通

(1) 道 路

事業計画地周辺の道路の概況は、表 3.2.5-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区には、1,489 路線の道路が整備されており、その延長は 304,665m となっている。また、南区の道路の舗装率は 97.8%となっている。

また、事業計画地周辺の「平成 22 年度道路交通センサス」の調査結果は表 3.2.5-2、調査地点は図 3.2.5-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する市道「駅前吉島線」の平日 12 時間交通量は、小型車が 18,139 台、大型車が 4,329 台、合計 22,468 台となっている。

表 3.2.5-1 道路の概況

区 分	路線数	延 長		舗装道		砂利道		舗装率 (延長比) (%)
		延 長 (m)	面 積 (m ²)	延 長 (m)	面 積 (m ²)	延 長 (m)	面 積 (m ²)	
広島市	15,396	4,382,388	31,421,452	4,137,292	30,799,724	245,096	621,728	94.4
国 道	10	172,583	2,790,497	172,583	2,790,497	—	—	100.0
県 道	53	421,813	4,547,301	417,988	4,534,014	3,825	13,287	99.0
市 道	15,333	3,787,992	24,083,654	3,546,721	23,475,213	241,271	608,441	93.6
中 区	926	213,873	2,378,707	213,072	2,376,281	801	2,426	99.6
東 区	1,574	291,998	1,613,879	283,020	1,586,485	8,978	27,394	96.9
南 区	1,489	304,665	2,319,580	298,151	2,305,145	6,514	14,435	97.8
西 区	2,012	482,171	4,028,666	473,622	4,001,165	8,549	27,501	98.2

注：平成 27 年 4 月 1 日現在

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

表 3.2.5-2 平成 22 年度道路交通センサス調査結果（平日 12 時間交通量）

（単位：人，台/12h）

区分	センサス 区間番号	路線名	観測箇所	歩行者 類	自転車 類	動力付 二輪車	自動車類		自動車類 合 計
							小型車	大型車	
一般 国道	Q10070	国道 2 号	南区出汐二丁目	-	-	-	43,824	7,336	51,160
	Q10080		南区皆実町	-	-	-	39,019	6,754	45,773
	Q10110		中区国泰寺町二丁目	-	-	-	39,257	6,922	46,179
	Q10360	国道 54 号 （祇園新道）	中区基町	-	-	-	24,238	3,136	27,374
	Q10370		中区白島北町	-	-	-	39,677	3,054	42,731
	Q10540	国道 183 号	中区本川町一丁目	-	-	-	16,413	1,173	17,586
主要 地方 道	Q40120	広島三次線	南区的場町二丁目	-	-	-	17,733	834	18,567
	Q40140-1		南区松原町	16,964	1,890	2,143	19,432	2,831	22,263
	Q40140-2		南区大須賀町	-	-	-	22,262	1,450	23,712
	Q40160		中区白島九軒町	-	-	-	5,609	632	6,241
	Q40800	東海田広島線	東区大須賀町	1,091	2,469	1,662	19,594	1,675	21,269
	Q40810		東区二葉の里二丁目	-	-	-	19,507	1,788	21,295
	Q40830		中区西白島町	-	-	-	23,564	1,648	25,212
一般 県道	Q60090	広島海田線	中区胡町	-	-	-	16,518	3,128	19,646
	Q60300	広島港線	南区皆実町二丁目	-	-	-	26,081	2,817	28,898
一般 市道	Q80180	比治山庚午線	南区比治山本町	-	-	-	17,989	570	18,559
	Q80320	御幸橋三篠線	中区白島北町	-	-	-	17,223	846	18,069
	Q80370	駅前吉島線	南区松原町	-	-	-	18,139	4,329	22,468
	Q80390		南区松川町三丁目	-	-	-	19,435	1,521	20,956
	Q80420		中区東千田町一丁目	-	-	-	18,551	1,156	19,707
	Q80450	中広宇品線	中区基町一丁目	-	-	-	20,908	1,485	22,393
	Q80470		南区段原南一丁目	-	-	-	26,268	1,631	27,899
	Q80480		南区皆実町四丁目	999	3,390	1,452	23,257	1,739	24,996
	Q80490	松原京橋線	東区上大須賀町	-	-	-	21,720	992	22,712
	Q80500		南区京橋町	-	-	-	21,149	786	21,935
	Q80560	鷹野橋宇品線	中区南千田西町	-	-	-	21,668	2,867	24,535

出典：「平成 22 年度道路交通センサス（交通量）」（広島市 HP）



(2) 鉄軌道

事業計画地周辺の鉄軌道網は、図 3.2.5-2 に示すとおりである。

事業計画地周辺には、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線及び JR 芸備線の鉄道路線、路面電車の広電本線、広電皆実線、広電宇品線、広電白島線及び広電横川線、新交通システムのアストラムライン（広島高速交通㈱）が存在する。

また、JR 山陽本線の広島駅及び横川駅の乗車人員は表 3.2.5-3、路面電車（広電）の乗車人員は表 3.2.5-4、アストラムラインの本通駅の乗車人員は表 3.2.5-5 に示すとおりである。

表 3.2.5-3 JR 山陽本線乗車人員

年 度	1 日平均乗車人員（人）	
	広島駅	横川駅
平成 24 年度	71,510	17,856
平成 25 年度	72,928	18,249
平成 26 年度	72,040	17,762

出典：「広島市統計書（平成 26 年版）」（広島市 HP）
「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

表 3.2.5-4 路面電車（広電）乗車人員

年 度	乗車人員（千人）		1 日平均乗車人員（千人）
	総 数	うち定期	
平成 24 年度	37,868	7,258	104
平成 25 年度	38,693	7,546	106
平成 26 年度	38,603	8,007	106

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

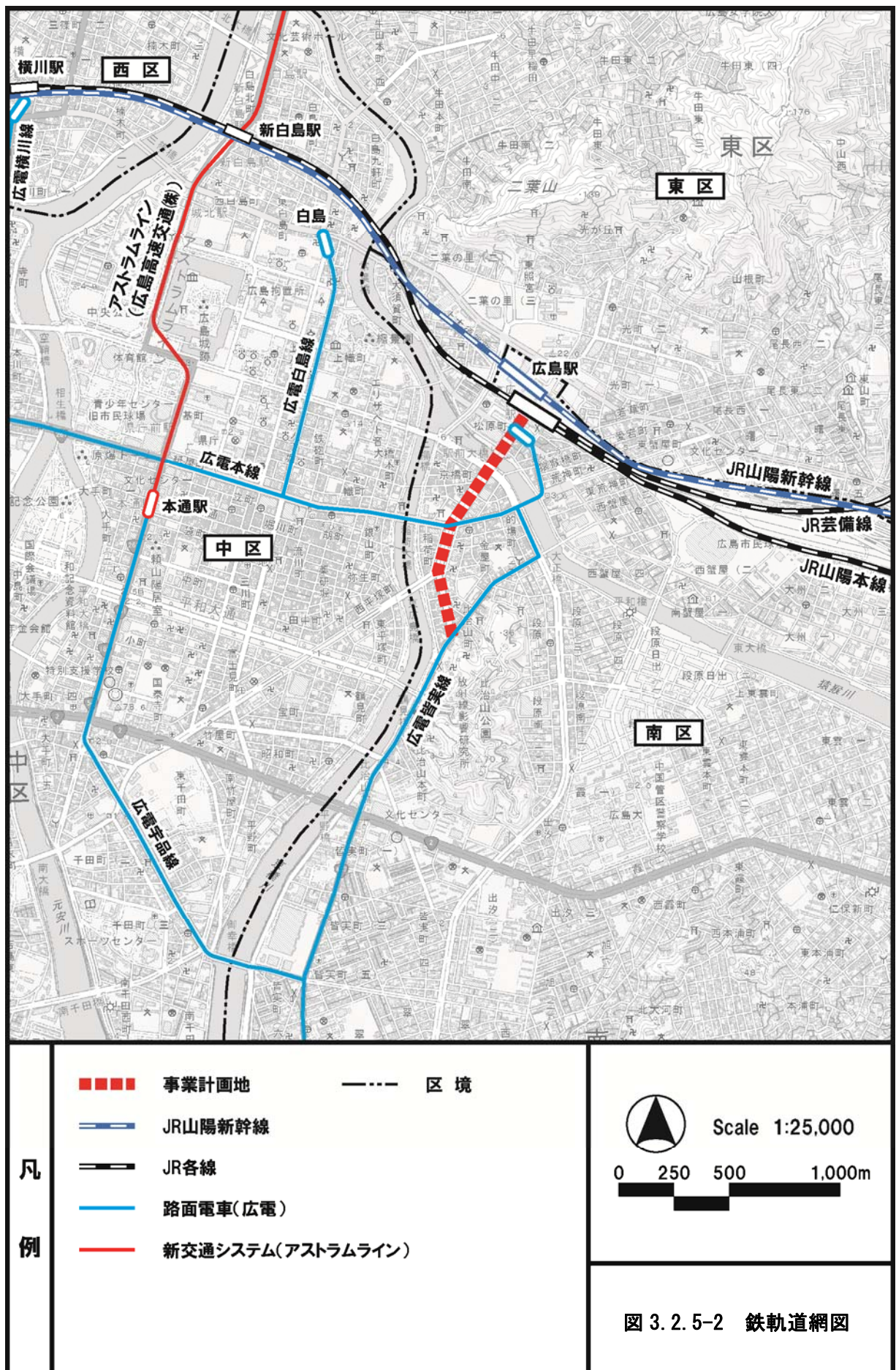
表 3.2.5-5 アストラムライン乗車人員

年 度	乗車人員（千人）
	本通駅
平成 24 年度	3,814
平成 25 年度	3,958
平成 26 年度	4,023

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

(3) バス

事業計画地周辺の主要な道路はバス路線になっており、広島電鉄㈱、広島バス㈱、広島交通㈱等の事業者により路線バスが運行されている。



3.2.6 環境の保全等に配慮が必要な施設

事業計画地周辺の環境の保全等に配慮が必要な施設の分布状況は、表 3.2.6-1 及び図 3.2.6-1 に示すとおりである。

事業計画地周辺には、保育園 11 園、幼稚園 7 園、小学校 8 校、中学校 5 校、高校 4 校、大学 3 校、病院・診療所 21 施設、図書館 3 施設、特別養護老人ホーム 1 施設が存在する。

表 3.2.6-1(1) 環境の保全等に配慮が必要な施設

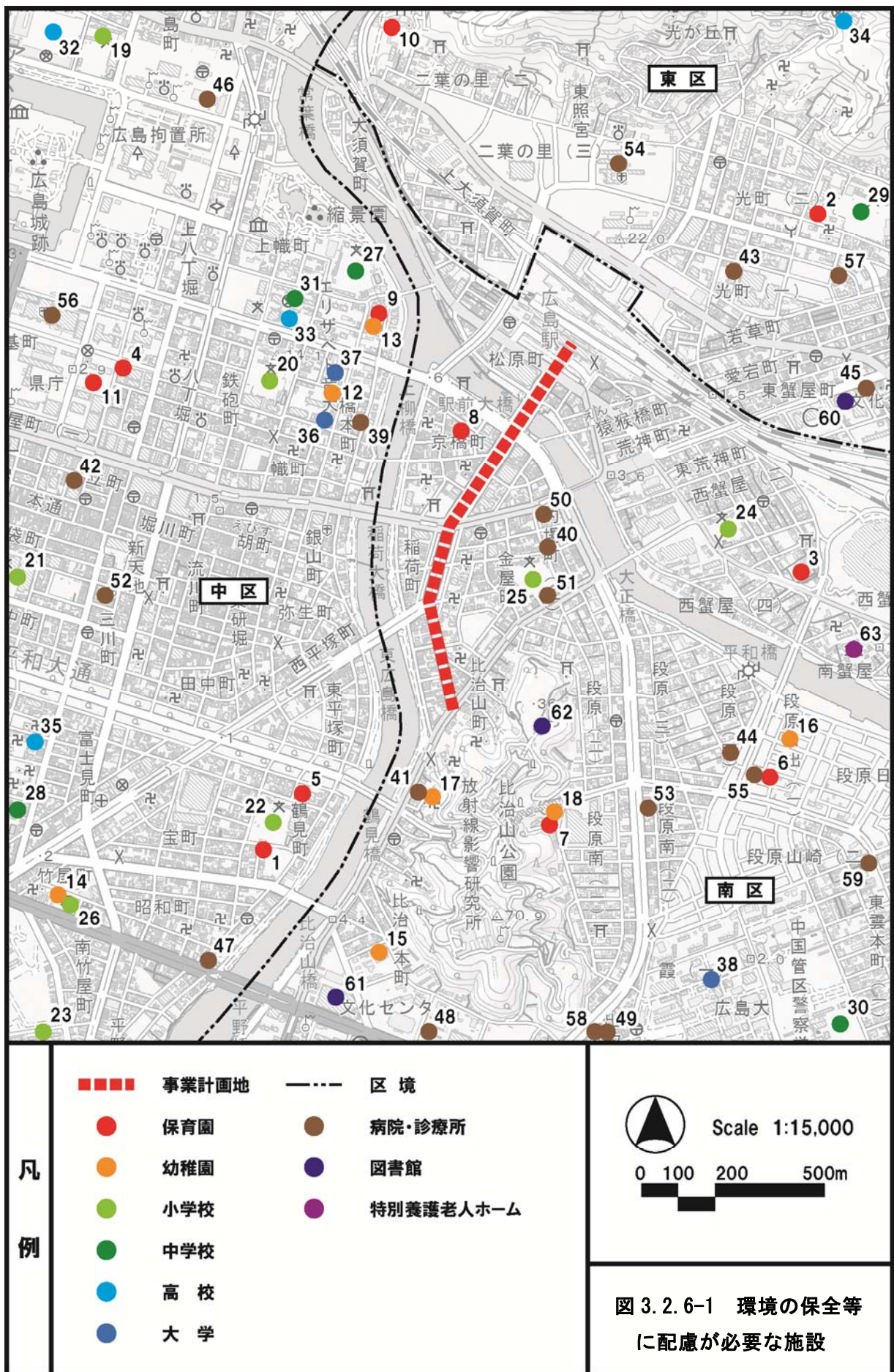
No.	種 別	名 称	住 所
1	保育園	竹屋保育園	広島市中区鶴見町 11-25
2		わかくさ保育園	広島市東区光町 2-15-42
3		荒神保育園	広島市南区西蟹屋 3-15-13
4		広島YMCA保育園	広島市中区八丁堀 7-11
5		ルーテル保育所	広島市中区鶴見町 2-12
6		日出みみょう保育園（分園）	広島市南区段原日出 1-14-16
7		段原みみょう保育園	広島市南区段原南 1-5-3
8		レガロ・バンビーニ保育園京橋	広島市南区京橋町 6-3
9		認定こども園流川こども園	広島市中区上幟町 8-30
10		認定こども園二葉学園	広島市東区二葉の里 2-6-25
11		広島県・広島銀行事業所内保育施設	広島市中区基町 9-42
12	幼稚園	聖母幼稚園	広島市中区幟町 4-42
13		流川幼稚園	広島市中区上幟町 11-3
14		広島三育学院幼稚園	広島市中区竹屋町 4-8
15		安芸幼稚園	広島市南区比治山本町 12-60
16		清美幼稚園	広島市南区段原日出 1-6-9
17		比治山幼稚園	広島市南区比治山本町 1-11
18		みみょう幼稚園	広島市南区段原南 1-5-3
19	小学校	白島小学校	広島市中区西白島町 26-3
20		幟町小学校	広島市中区幟町 3-10
21		袋町小学校	広島市中区袋町 6-36
22		竹屋小学校	広島市中区鶴見町 8-49
23		千田小学校	広島市中区東千田町 2-1-34
24		荒神町小学校	広島市南区西蟹屋 3-7-27
25		段原小学校	広島市南区的場町 2-4-19
26		広島三育学院小学校	広島市中区竹屋町 4-8
27	中学校	幟町中学校	広島市中区上幟町 6-29
28		国泰寺中学校	広島市中区国泰寺町 1-1-41
29		二葉中学校	広島市東区光町 2-15-8
30		段原中学校	広島市南区霞 1-3-30
31		広島女学院中学校	広島市中区上幟町 11-32
32	高 校	基町高等学校	広島市中区西白島町 25-1
33		広島女学院高等学校	広島市中区上幟町 11-32
34		広島桜が丘高等学校	広島市東区山根町 36-1
35		並木学院高等学校	広島市中区小町 8-32
36	大 学	エリザベト音楽大学	広島市中区幟町 4-15
37		広島国際大学	広島市中区幟町 1-5
38		広島大学	広島市南区霞 1-2-3

出典：「広島市 HP」
「広島県教育委員会 HP」
「一般社団法人 広島市医師会 HP」

表 3.2.6-1(2) 環境の保全等に配慮が必要な施設

No.	種 別	名 称	住 所
39	病院・診療所	(医)土本病院	広島市中区橋本町 4-7
40		澤崎産婦人科	広島市南区的場町 2-2-15
41		まつだ整形外科	広島市南区比治山本町 1-20
42		中澤内科病院	広島市中区立町 4-19
43		槇坪病院	広島市東区光町 1-14-2
44		中西医院	広島市南区段原 4-19-9
45		医療法人社団俊幸会 中川外科胃腸科	広島市東区東蟹屋町 11-23
46		広島通信病院	広島市中区東白島町 19-16
47		(医)翠清会 翠清会梶川病院	広島市中区昭和町 8-20
48		医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院	広島市南区比治山本町 11-27
49		生塩眼科	広島市南区出汐 1-3-7
50		医療法人てっせん会 秋本外科医院	広島市南区的場町 1-7-21
51		吉崎整形外科	広島市南区的場町 2-4-28
52		(医)社団楓会 林病院	広島市中区三川町 3-8
53		医療法人 宮本形成外科	広島市南区段原南 2-3-22
54		広島鉄道病院	広島市東区二葉の里 3-1-36
55		山田外科内科医院	広島市南区段原日出 1-15-13
56		広島市立広島市民病院	広島市中区基町 7-33
57		医療法人あずさ会 森整形外科	広島市東区光町 1-3-16
58		医療法人 新でしお病院	広島市南区出汐 1-3-9
59		医療法人社団 古川医院	広島市南区東雲本町 1-1-2
60	図書館	東区図書館	広島市東区東蟹屋町 10-31
61		南区図書館	広島市南区比治山本町 16-27
62		まんが図書館	広島市南区比治山公園 1-4
63	特別養護老人ホーム	サンシャイン南蟹屋	広島市南区南蟹屋 1-8-12

出典：「広島市 HP」
：「広島県教育委員会 HP」
：「一般社団法人 広島市医師会 HP」



3.2.7 生活環境施設

(1) 上水道

広島市の上水道の普及率は、表 3.2.7-1 に示すとおりである。

広島市の平成 26 年度の上水道の普及率は、97.9%となっている。

表 3.2.7-1 上水道普及率

年 度	世帯数 (戸)		人 口 (人)		普及率 (%) (B) / (A)
	給水区域内	給 水	給水区域内 (A)	給 水 (B)	
平成 22 年度	551,573	539,818	1,232,842	1,205,161	97.8
平成 23 年度	555,591	543,887	1,235,607	1,208,453	97.8
平成 24 年度	559,833	548,316	1,240,504	1,214,101	97.9
平成 25 年度	566,426	554,555	1,246,359	1,219,682	97.9
平成 26 年度	571,024	559,421	1,248,523	1,222,788	97.9

注 1：安芸郡府中町及び坂町を含んでいる。平成 25 年度から簡易水道事業（旧湯来町）を含む。

注 2：世帯数及び人口は、各年度末現在の住民基本台帳及び外国人登録に基づく算出数値である。

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

(2) 下水道

広島市の下水道の普及率は、表 3.2.7-2 に示すとおりである。

広島市の平成 27 年の下水道の普及率は、94.1%となっている。

表 3.2.7-2 下水道普及率

年 次	人 口 (人)		普及率 (%) (B) / (A)
	行政区域人口 (A)	処理区域人口 (B)	
平成 25 年	1,182,403	1,106,790	93.6
平成 26 年	1,186,147	1,114,290	93.9
平成 27 年	1,188,067	1,118,030	94.1

注 1：行政区域人口は、住民基本台帳人口である。

注 2：各年 3 月 31 日現在

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

(3) 廃棄物

① ごみ

広島市内のごみの処分状況は、表 3.2.7-3 に示すとおりである。

広島市内のごみの総量は増加傾向にあり、平成 26 年度では 410,673t となっている。

また、ごみの処分では焼却が約 75%と最も多く、平成 26 年度では 305,635t となっている。

表 3.2.7-3 ごみ処分状況

(単位：t)

年 度	総 量	焼 却	埋 立	再 生	無害化	1 日平均 処分量
平成 22 年度	386,366	290,574	38,641	56,746	405	1,059
平成 23 年度	398,272	298,347	50,898	48,620	407	1,088
平成 24 年度	398,947	298,237	54,722	45,616	372	1,093
平成 25 年度	405,959	303,687	55,859	46,071	342	1,112
平成 26 年度	410,673	305,635	57,622	47,054	362	1,125

注：埋立量には焼却灰を含む。

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

② し 尿

広島市内のし尿・浄化槽汚泥処理状況は、表 3.2.7-4 に示すとおりである。

広島市内のし尿・浄化槽汚泥の収集量の総量は減少傾向にあり、平成 26 年度では 62,261kL となっている。また、収集したし尿・浄化槽汚泥のすべては陸上処理されている。

表 3.2.7-4 し尿・浄化槽汚泥処理状況

(単位：kL)

年 度	収 集 量			処 理 量		
	総 量	都市整備 公社	業 者	総 量	陸上処理	農村還元
平成 22 年度	73,756 (31,263)	3,144 (3,144)	70,612 (28,119)	73,756 (31,263)	73,756 (31,263)	— (—)
平成 23 年度	72,704 (31,005)	2,934 (2,934)	69,770 (28,071)	72,704 (31,005)	72,704 (31,005)	— (—)
平成 24 年度	68,729 (29,656)	2,809 (2,809)	65,920 (26,847)	68,729 (29,656)	68,729 (29,656)	— (—)
平成 25 年度	67,376 (28,515)	2,828 (2,828)	64,548 (25,687)	67,376 (28,515)	67,376 (28,515)	— (—)
平成 26 年度	62,261 (27,621)	2,775 (2,775)	59,486 (24,846)	62,261 (27,621)	62,261 (27,621)	— (—)

注 1：（ ）内の数字は、し尿の収集及び処理量（内数）である。

注 2：浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。

注 3：安芸地区衛生管理組合（一部事務組合）の管轄区域（東区福田、馬木、温品地域及び安芸区）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。

注 4：業者には、委託業者収集量（西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿）、許可業者収集量（浄化槽汚泥）を含む。

注 5：都市整備公社は平成 23 年 3 月に環境事業公社を吸収合併。

出典：「広島市統計書（平成 27 年版）」（広島市 HP）

(4) 温室効果ガス

広島市内から排出される温室効果ガス排出量の推移は、表 3.2.7-5 に示すとおりである。

広島市の平成 24 年度の温室効果ガス排出量は 905.4 万 t であり、基準年度（平成 2 年度）に比べて 52.9 万 t（6.2%）増加している。

表 3.2.7-5 温室効果ガス排出量の推移

（単位：万 t-CO₂）

区 分	平成 2 年度 【基準年度】	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	832.3	957.4 (773.6)	859.7 (749.2)	871.2 (826.0)
産業部門	265.6	244.7 (204.8)	202.6 (184.1)	175.1 (169.3)
民生部門	344.0	541.0 (397.8)	485.1 (393.6)	519.0 (479.9)
家庭部門	146.3	243.7 (177.6)	213.1 (171.5)	230.5 (213.0)
業務部門	197.7	297.2 (220.2)	272.0 (222.2)	288.5 (266.9)
運輸部門	207.6	156.8 (156.0)	157.1 (156.6)	160.6 (160.4)
廃棄物部門	15.1	15.0	14.9	16.4
メタン（CH ₄ ）	3.0	2.1	2.0	2.1
一酸化二炭素（N ₂ O）	16.5	12.3	12.3	12.1
代替フロン等 3 ガス （HFC, PFC, SF ₆ ）※	0.7	15.7	17.7	20.1
合 計	852.5	987.5 (803.8)	891.7 (781.2)	905.4 (860.3)
基準年度比	—	+15.8% (-5.7%)	+4.6% (-8.4%)	+6.2% (+0.9%)
1 人当たり排出量 （t-CO ₂ /人）	7.89	8.39 (6.83)	7.55 (6.61)	7.64 (7.26)

注 1：確定値は、今後、各種統計データの修正、算定方法の見直し等により変更される場合がある。

注 2：電気の使用に係る二酸化炭素排出係数には、電力会社が外国から取得した京都メカニズムクレジット（他国での排出削減プロジェクトの実施による排出削減量（クレジット）のこと。）を反映しない実排出係数を用いた。下段の（ ）内には京都メカニズムクレジットを反映した調整後排出係数を用いると数値が変わる場合の値を記載している。

注 3：端数調整のため、合計等が一致しないことがある。

※：代替フロン等 3 ガスについては、平成 7 年度が基準年度である。

出典：「平成 27 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 28 年 1 月 広島市環境局）

3.2.8 環境の保全のための法令等

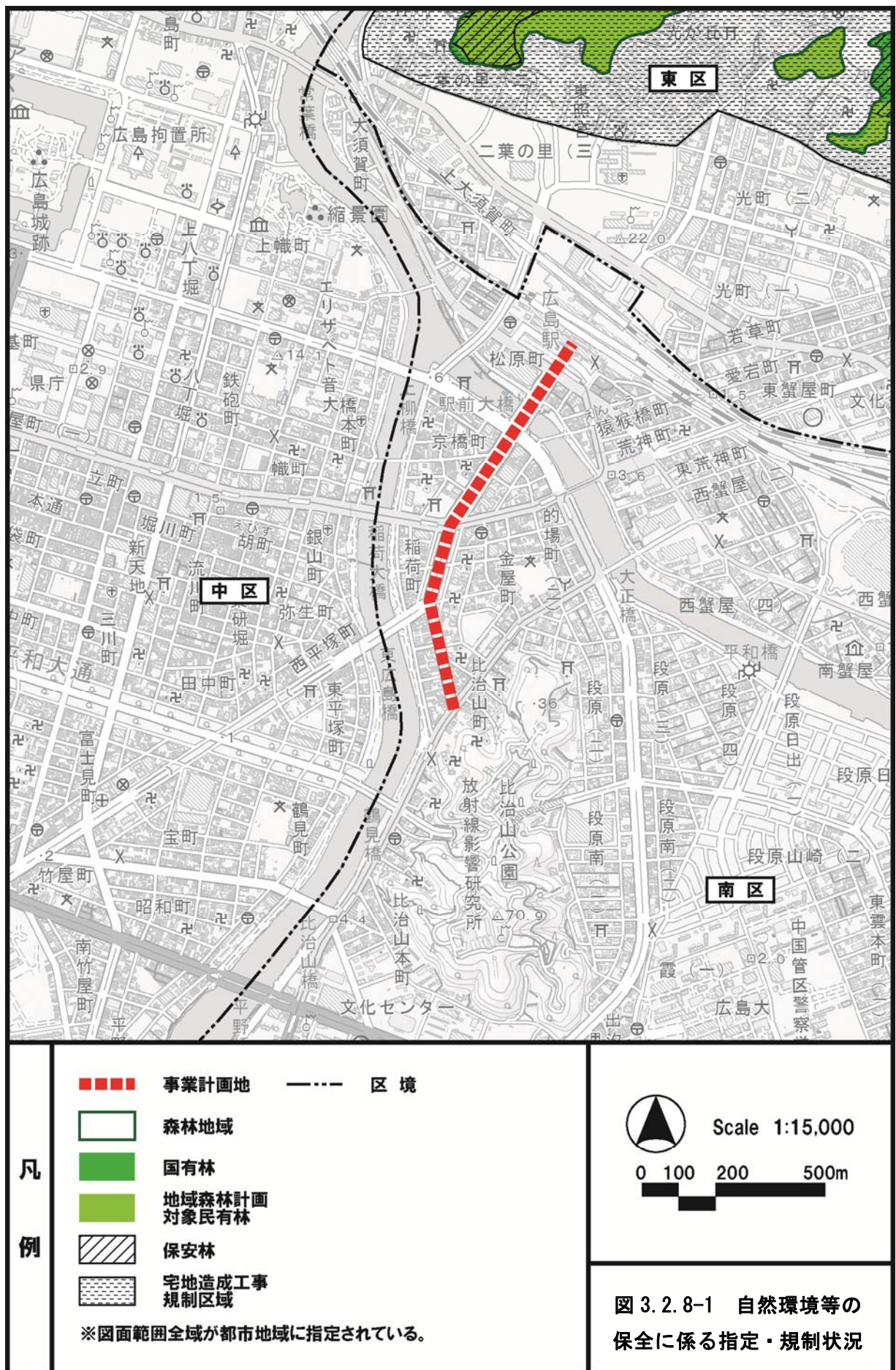
(1) 自然環境等の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

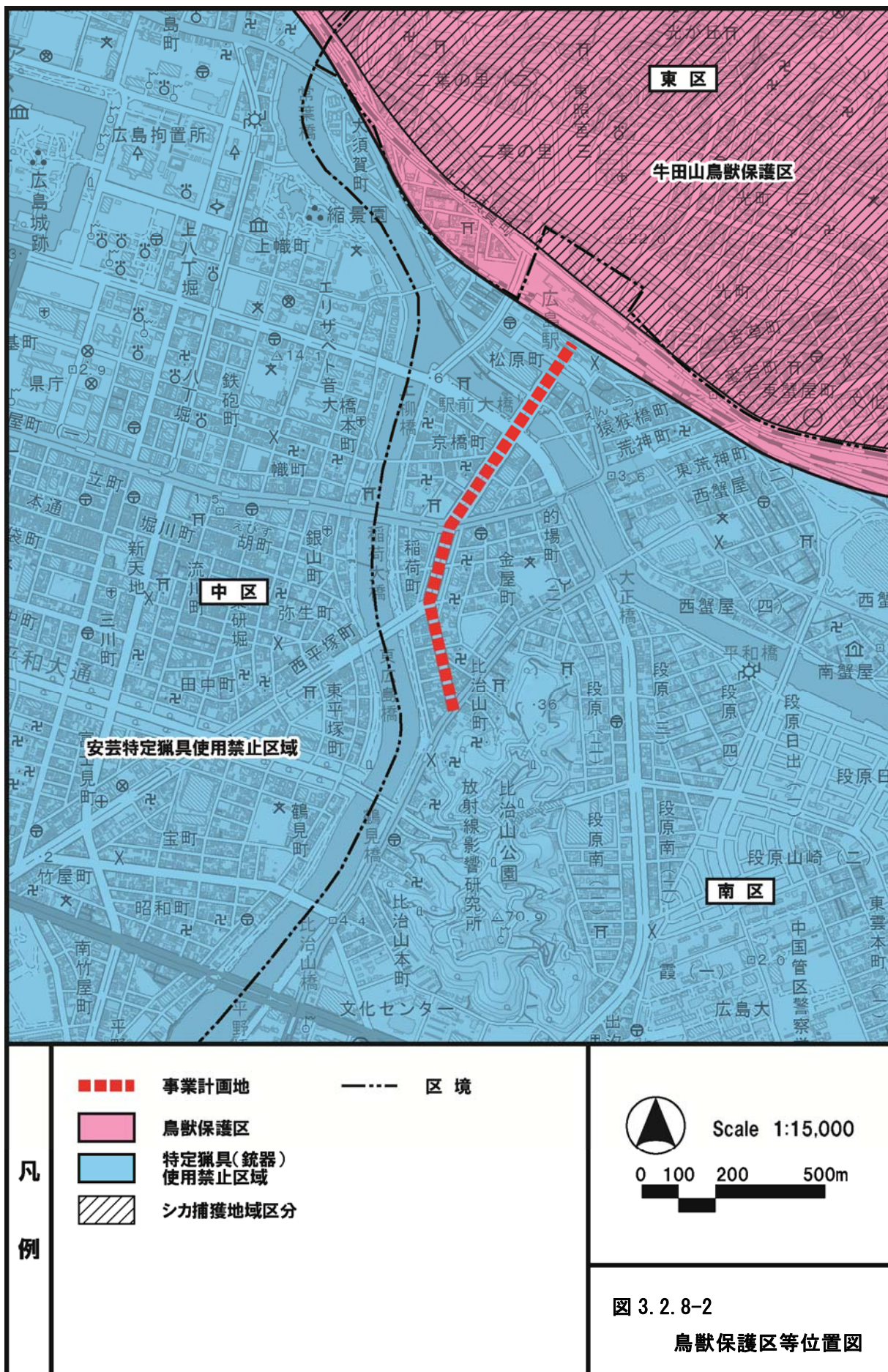
事業計画地における法令等に基づく地域・区域等の指定状況は、表 3.2.8-1 及び図 3.2.8-1、鳥獣保護区等位置図は、図 3.2.8-2 に示すとおりである。

事業計画地は、国土利用計画法の都市地域、都市計画法の都市計画地域に位置している。その他の法令等に基づく地域・区域等の指定はない。

表 3.2.8-1 自然環境等の保全に係る地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	備考
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	
		自然環境保全地域	×	
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×	
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	×	図 3.2.8-2
	広島県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	
		緑地環境保全地域	×	
	広島県自然海浜保全条例	自然海浜保全地区	×	
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	図 3.2.8-1
		農業地域	×	
		森林地域	×	図 3.2.8-1
		自然公園地域	×	
		自然保全地域	×	
	都市計画法	都市計画地域	○	図 3.2.3-1
		用途地域	○	図 3.2.3-1
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	×	
		農用地区域	×	
防災	森林法	国有林	×	図 3.2.8-1
		地域森林計画対象民有林	×	図 3.2.8-1
		保安林	×	図 3.2.8-1
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	
	砂防法	砂防指定地	×	
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	×	図 3.2.8-1
その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	図 3.1.5-2 図 3.1.5-3
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（県指定）	×	
	広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（市指定）	×	





(2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

① 大気環境

1) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.8-2 に示すとおりである。

表 3.2.8-2 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)
(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)
(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号)
(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)
(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号)

物 質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O ₃)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

備 考

- 1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 4：二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 5：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 6：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 7：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2) 騒 音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.2.8-3、騒音に係る環境基準の地域の類型指定は表 3.2.8-4 に示すとおりである。

事業計画地周辺の用途地域の指定は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域及び第 2 種住居地域であるため、環境基準の地域の類型は B 及び C に該当する。

表 3.2.8-3 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

【ア】道路に面する地域以外の地域		
地域の類型	基準値	
	昼 間 (6～22 時)	夜 間 (22～翌 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及 B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下
【イ】道路に面する地域		
地域の区分	基準値	
	昼 間 (6～22 時)	夜 間 (22～翌 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
注：「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		
【ウ】幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値		
基準値		
昼 間 (6～22 時)		夜 間 (22～翌 6 時)
70 デシベル以下		65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。		
注 1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。		
注 2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。		
※この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。		

表 3.2.8-4 騒音に係る環境基準の地域の類型指定

(平成 24 年 3 月 30 日広島市告示第 116 号)

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域 (C 類型に該当する地域を除く。)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、佐伯区湯来町のうち大字下 (字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷 (字今山 (137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。)) 及び字岡野原 (778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。)) の地域
備考：この表に掲げる地域 (用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。)) は、平成 17 年 4 月 25 日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。	

b. 規制基準

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号) に基づく、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は表 3.2.8-5、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 3.2.8-6、自動車騒音の限度は表 3.2.8-7 に示すとおりである。

事業計画地周辺の用途地域の指定は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域及び第 2 種住居地域であるため、自動車騒音の限度の区分は b 区域及び c 区域に該当する。

表 3.2.8-5 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号)

(昭和 48 年 3 月 17 日広島県告示第 171 号)

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号)

区域の区分	区域の範囲	許容限度 (デシベル)		
		昼 間 (8～18 時)	朝 (6～8 時) 夕 (18～22 時)	夜 間 (22～翌 6 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域	50 (50)	45 (45)	45 (45)
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	55 (55)	50 (50)	45 (45)
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60 (65)	60 (65)	50 (55)
第 4 種区域	工業地域、工業専用地域	70 (70)	70 (70)	60 (65)
備 考				
1：騒音規制法、広島県生活環境の保全等に関する条例における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。				
2：() 内は、広島県生活環境の保全等に関する条例の規制基準を表す。				

表 3.2.8-6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号)

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号)

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
85 デシベル	午後 7 (10) 時から翌日午前 7 (6) 時まで行われな いこと	10 (14) 時間を超 えないこと	連続して 6 日を超 えないこと	日曜日その他の 休日に行われな いこと
—	適用除外：①～④	適用除外：①・②	適用除外：①・②	適用除外：①～⑤
注 1：特定建設作業の種類は以下のとおりである。 1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 4. 空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 6. バックホウを使用する作業 7. トラクターショベルを使用する作業 8. ブルドーザーを使用する作業 注 2：指定地域（広島市内全域）のうち、工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から 80m を超えるところの作業時間及び 1 日の作業時間長は、（ ）内に示すとおりである。 注 3：適用除外欄の各項は次のとおりである。 ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合 ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合 ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合 ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体安全確保のため必要な場合				

**表 3.2.8-7 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における
自動車騒音の限度を定める省令**

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号)
(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号)

区 分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～翌 6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
		近接区域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 準住居地域、用途地域の定めのない地 域 (c 区域に該当する区域を除く。)	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上 近接区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域、佐伯区湯来 町のうち大字下 (字宇佐・宇津伏及び 宇久日市の地域に限る。)、大字伏谷 (宇今山 (137 番地の 1 から 137 番地 の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。)) 及び宇岡野原 (778 番地の 1 から 778 番地の 14 まで の地域に限る。)) の地域	車線を有す る道路 近接区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1：騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
注 2：「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分
をいう。
注 3：「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通
を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する
幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。
注 4：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市
町村道 (市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)) 並びに一般自動車道であって都市計画法施行
規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

3) 振 動

振動について環境基準は定められていない。

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) に基づく、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は表 3.2.8-8、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 3.2.8-9、道路交通振動の限度は表 3.2.8-10 に示すとおりである。

事業計画地周辺の用途地域の指定は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域及び第 2 種住居地域であるため、道路交通振動の限度の区域の区分は第 1 種区域及び第 2 種区域に該当する。

表 3.2.8-8 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示 90 号)

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号)

区域の区分	区域の範囲	許容限度 (デシベル)	
		昼 間 (7 時～19 時)	夜 間 (19 時～翌 7 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	60	55
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65	60
備考：振動規制法における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいう。			

表 3.2.8-9 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(振動規制法施行規則別表第 1)

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号)

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
75 デシベル	午後 7 (10) 時から翌日午前 7 (6) 時まで行われないこと	10 (14) 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
—	適用除外：①～④	適用除外：①・②	適用除外：①・②	適用除外：①～⑤
注 1：特定建設作業の種類は以下のとおりである。 1. くい打ち機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 注 2：指定地域（工業専用地域を除く広島市内全域）のうち、工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から 80m を超えるところの作業時間及び 1 日の作業時間長は、（ ）内に示すとおりである。 注 3：適用除外欄の各項は次のとおりである。 ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合 ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合 ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合 ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合				

表 3.2.8-10 道路交通振動の限度

(振動規制法施行規則別表第2)
(昭和61年4月1日広島市告示第97号)

区域の区分	当てはめ地域	時間の区分	
		昼 間 (7時～19時)	夜 間 (19時～翌7時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（第2種区域に該当する区域を除く。）	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域	70 デシベル	65 デシベル

注：振動レベルは、5秒間隔100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を昼間及び夜間の区分ごとにすべて平均した数値とする。

4) 悪 臭

悪臭について環境基準は定められていない。

「悪臭防止法」（昭和46年6月1日法律第91号）に基づく規制基準は表3.2.8-11に示すとおりであり、広島市内全域について規制されている。

事業計画地周辺の用途地域の指定は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域及び第2種住居地域であるため、区域の区分は第1種区域及び第2種区域に該当する。

表 3.2.8-11 悪臭防止法に基づく規制基準

(平成23年5月16日広島市告示第240号)

【敷地境界の規制基準】（法第4条第2項第1号の規制基準）		
区域の区分	当てはめ地域	許容限度
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	臭気指数 10
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定めのない地域（第3種区域に該当する区域を除く。）	臭気指数 13
第3種区域	工業地域、工業専用地域、用途地域の定めのない地域（佐伯区湯来町及び佐伯区杉並台のうち別表※に掲げる地域を除く。）	臭気指数 15
【気体排出口の規制基準】（法第4条第2項第2号の規制基準） 敷地境界の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。		
【排水水の規制基準】（法第4条第2項第3号の規制基準） 敷地境界の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。		
※別表の範囲は以下のとおり ・広島市佐伯区湯来町は以下の大字（耕地部・山林部）内の指定字及び地番の範囲 伏谷、白砂、葛原、和田、菅沢、多田 ・広島市佐伯区杉並台においては全部の区域		

② 水環境

水質汚濁（人の健康の保護）及びダイオキシン類（水質・底質）に係る環境基準は表 3.2.8-12、河川の水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準は表 3.2.8-13 及び表 3.2.8-14、河川の水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準の類型指定は表 3.2.8-15 に示すとおりである。

事業計画地周辺の河川である旧太田川、元安川、京橋川における環境基準の類型指定は A であり、猿猴川は B に指定されている。

表 3.2.8-12 水質汚濁(人の健康の保護)・ダイオキシン類(水質・底質)に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)

(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号)

(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)

項 目	基準値	
	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン※	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類 (水質)	1pg-TEQ/L 以下	
ダイオキシン類 (底質)	150pg-TEQ/g 以下	—
備 考 1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2: 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3: ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 4: ダイオキシン類 (水質) の基準値は、年間平均値とする。 ※1,2-ジクロロエチレンは、公共用水域はシス体、地下水はシス体及びトランス体の和に対する基準値。		

表 3.2.8-13 水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準（河川）【ア】

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備 考

- 1：基準値は、日間平均値とする。
- 2：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注

- 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2：水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
：水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
：水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3：水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
：水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
：水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4：工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
：工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
：工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2.8-14 水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準（河川）【イ】

（平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号）

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

表 3.2.8-15 水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準の類型指定（河川）

（昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定）

水域名	名 称	範 囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川－A	S45.9.1	国
	太田川下流	祇園水門より下流	〃－B		
	天満川	全域	〃－A		
	旧太田川	全域	〃－A		
	元安川	全域	〃－A		
	京橋川	全域	〃－A		
	猿猴川	全域	〃－B	S60.3.18	広島県
	瀬野川	全域	〃－B	S45.9.1	国
	府中大川	全域	〃－D	S61.3.31	広島県
八幡川水域	八幡川上流	郡橋より上流	〃－A	S50.6.13	広島県
	八幡川下流	郡橋より下流	〃－B		
太田川関連支川水域	水内川	全域	〃－A	S50.6.13	広島県
	太田川上流（二）	明神橋から行森川合流点まで	〃－A		
	吉山川	全域	〃－A		
	鈴張川	全域	〃－A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	〃－A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	〃－B		
	三篠川	全域	〃－A		
	安川	全域	〃－B		
	古川下流	安川合流点より下流	〃－B		

③ 土壌環境

土壌汚染に係る環境基準は、表 3.2.8-16 に示すとおりである。

また、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準は、表 3.2.8-17 に示すとおりである。

表 3.2.8-16 土壌汚染に関する環境基準

（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考	
1：カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 2：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3：有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 4：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

表 3.2.8-17 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

(土壌汚染対策法施行規則別表第 2・別表第 3)

特定有害物質の種類		＜地下水の摂取などによるリスク＞ 土壌溶出量基準	＜直接摂取によるリスク＞ 土壌含有量基準
(揮発性有機化合物) 第一種特定有害物質	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること	
	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
(重金属等) 第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき カドミウム 150mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壌 1kg につき 六価クロム 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1kg につき 遊離シアン 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1kg につき 水銀 15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき セレン 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき 鉛 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき 砒素 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること	土壌 1kg につき ふっ素 4,000mg 以下であること
(農薬等／農薬＋PCB) 第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること	土壌 1kg につき ほう素 4,000mg 以下であること
	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

(3) 行政計画・方針等

広島市の環境関連の行政計画等は、表 3.2.8-18 に示すとおりである。

表 3.2.8-18(1) 広島市の環境関連の行政計画等

計画等の名称	計画等の概要
第 2 次広島市 環境基本計画 (平成 28 年 3 月)	環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」の規定に基づき策定する計画である。平成 13 年 10 月に当初計画を策定、平成 19 年 6 月にこれを改定し、広島市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、まちづくり等様々な分野に環境の保全及び創造に関する基本的な考え方が反映できるよう、総合的かつ中長期的な視点を充実させた本計画を策定した。 本計画では、「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」を広島市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）とし、本計画の対象である 4 つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）の基本目標を次のとおり設定している。 ①豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～ ②自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～ ③健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～ ④地球環境の保全への貢献 ～都市の低炭素化の促進～
広島市景観計画 (平成 26 年 7 月)	平成 23 年 12 月に公表した「世界に誇れる『まち』の実現に向けてー市政推進に当たっての基本コンセプト」に掲げる「美しく品のある都市景観の創出」を踏まえ、これまでの景観に対する取組を集大成し、さらに充実・発展させるための計画であり、市民、事業者、行政が連携・協働して、広島市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものである。 本計画では、「世界に誇れる「まち」の実現に向けて、広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出します。」を理念に掲げ、以下の 4 つの基本方針を定めている。 ①平和都市広島を象徴する景観づくり ②歴史や文化の香り漂う景観づくり ③水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり ④にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり
広島市緑の基本計画 2011-2020 (平成 23 年 1 月)	水と緑が輝くうるおいのある平和都市の実現を目指し、豊かで美しい自然環境を生かしつつ、安全、快適で美しい都市景観を有する質の高い都市環境の創造の取組を継続し発展させるとともに、地球温暖化とヒートアイランド現象という環境問題へのさらなる対応など新たな課題に対応しつつ、将来にわたって緑化の推進と緑地の保全を総合的・計画的に推進するための計画である。 本計画では、都市像である「国際平和文化都市」を緑の分野で具現化するため、その目標として、「水・緑・いのちの輝くまち ひろしまの実現」を掲げ、以下の 4 つの緑の将来像の具現化を図ることにより、水と緑が豊かな「世界のモデル都市」を目指している。 ①平和を実感できるまち ②水・緑を大切にすまち ③ゆとりとやすらぎが感じられるまち ④環境をまもり、つくるまち

表 3.2.8-18(2) 広島市の環境関連の行政計画等

計画等の名称	計画等の概要
広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ーゼロエミッションシティ広島への挑戦ー （平成 27 年 3 月）	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき策定する法定計画であり、ごみを取り巻く社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえた上で、市民・事業者・行政の協働による更なるごみの減量・資源化によって循環型社会の形成を推進し、災害に強く安定的なごみ処理体制を整備していくための計画である。 本計画では、「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とし、その実現に向けた以下の 5 つの基本方針を定めている。 ①市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進 ②安定的なごみ処理体制の確保 ③分別区分・収集運搬体制の再構築 ④コストの削減 ⑤ごみのないきれいなまちづくりの推進
広島市地球温暖化対策地域推進計画 （平成 15 年 5 月）	この計画では、広島市域内の温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、具体的な温室効果ガス排出量削減目標を定めている。そして、その目標を達成するため、広島市の対策や市民・事業者それぞれが自主的に取り組む日常的な実践行動とその効果を示している。 本計画は、目標年度を 2010 年度（平成 22 年度）とし、基準年である 1990 年度に比べて 2010 年度には温室効果ガスを 6%削減するとしている。また、温室効果ガスの削減目標達成に向けて広島市が取り組む地球温暖化対策の 6 つの施策を定めている。 ①家庭生活での取組を促すための施策 ②事業活動での取組を促すための施策 ③自動車使用時や移動時の取組を促すための施策 ④市の事務・事業における温室効果ガス削減に向けた施策 ⑤その他の施策 ⑥長期的な課題

